

# 外国特許トピックス

2016年7月  
特許業務法人 志賀国際特許事務所  
(外国事務部 加藤基志)

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。  
外国特許出願に関し、最近のトピックス等をお知らせいたします。

## イギリスのヨーロッパ連合(EU)離脱に対する欧州代理人の見解

2016年6月23日にイギリスで行われたEU残留の可否を決める国民投票において、イギリス国民は、僅差ながら、EUの一員からの離脱を選択しました。これを受けて、イギリスのEU離脱に対する特許等の影響に関し、イギリス代理人のほか、ドイツ、フランスの代理人から連絡が届きましたが、イギリス代理人がEU離脱による影響は無く今までどおりのサービスを提供できることを強調している感があるほかは、基本的にはどの代理人からの連絡も同じような内容でした。

特に、EU離脱について定めたEUリスボン条約第50条の発動時期が決まっておらず、イギリスがEU離脱までに離脱交渉期間として2年間(加盟国の同意で延長可)を与えられることから、実際は離脱までに数年はかかることが予想され、従ってこの間は未だEUの一員であるため即座の影響は無いということ、イギリスとEUの間での離脱交渉において、イギリス離脱後のイギリス-EU間の関係など詳細が決まっていないため、今後生じる影響が不明確であることを、共通して伝えてきております。これを前提に、特許、意匠・商標についての欧州代理人の見解をご紹介します。

### (1) 特許について

#### ① 欧州特許、イギリス国内特許

欧州特許条約(EPC)の加盟国としてのイギリスの立場は、EU加盟国であることとは別個の独立した問題であるため、イギリスのEU離脱の影響は無いと考えられています。(そもそも、EPC加盟国は、スイス、ノルウェー、トルコなどEU加盟国以外の国も含んでいるため、この点からもEU離脱の影響はないとのこと。)イギリス代理人は、今までどおり、EPCへの出願その他手続き、異議申立、審判請求等を行うことができます。イギリス国内特許につきましても、イギリスへの直接出願、およびPCT出願からイギリスへの国内移行は、これまでと同じくイギリス特許庁に手続きが可能です。

#### ② 統一特許(Unitary Patent)、統一特許裁判所(Unified Patent Court)

欧州各国での特許権維持・管理や重複訴訟のコスト削減、各国訴訟結果の相違を解消する目的で、現在制度化を目指している統一特許および統一特許裁判所については、EU加盟国の枠組みで進められているため、イギリスのEU離脱による影響があるようです。すなわち、統一特許は統一特許裁判所協定の発効以降に取得可能となりますが、この協定は、EU加盟国の中で欧州特許出願の多い上位3カ国(例年ではドイツ、イギリス、フランス)を含む13カ国の批准が必要とされているところ、現時点でイギリスは批准しておらず、当初の予定では早ければ2017年前半までに批准されると思われていましたが、イギリスのEU離脱を前に本制度は開始されることはなく、予定よりも遅れる見込みとのこと。また、統一特許裁判所の本部の1つをロンドンに開設する予定でしたが、イギリスがEUから離脱するのであれば再検討が必要となり、これも開始が遅れる原因の1つとなると考えられているようです。

### (2) 意匠・商標について

イギリス国内の意匠・商標の保護については特別な影響はありませんが、上記統一特許のような保護がすでに行われている欧州共同体意匠、欧州連合商標については、EU加盟国の全域に保護が及ぶため、イギリスのEU離脱により、イギリスには効力を持たなくなる可能性が高いと考えられております。上述のように、今すぐに影響が出るわけではありませんが、イギリスとEUとの間での離脱交渉において、現存する権利のイギリスでの保護をどのように行われるかが現時点では不明確なので、注意を払う必要があるようです。

なお、今後、イギリスで保護を受けるための出願は、商標についてはイギリス国内出願、あるいは、イギリスを指定した国際出願(マドプロ出願)をする必要が、また、意匠についてはイギリスが国際意匠登録に関するハーグシステムに入っていないため、イギリス国内出願をする必要があるとのこと。

欧州特許庁長官 Battistelli 氏は、イギリス国民投票結果が出た翌日に、以下の声明を発表しております。「欧州特許庁は、今回のイギリス国民投票の結果が、イギリスが欧州特許条約の加盟国であること、およびイギリス国内における欧州特許に対して、何の影響も無いことを強調する。統一特許および統一特許裁判所については、イギリスと参加国が、長らく待ち望まれていた成果の全てを実現する解決策を、早急に見出すことを期待する。」

欧州特許庁の素早い反応にも表れていますが、イギリスでの知的財産権保護は、EU圏のみならずそれ以外の国や出願人・権利者においても影響があるため、弊所におきましても、統一的な知的財産権保護という方向性を崩さずに離脱交渉が行われることを期待し、今後の動向に注目して参ります。

以上